

パナマにおける新型コロナウイルス感染の現状と活動制限の現状

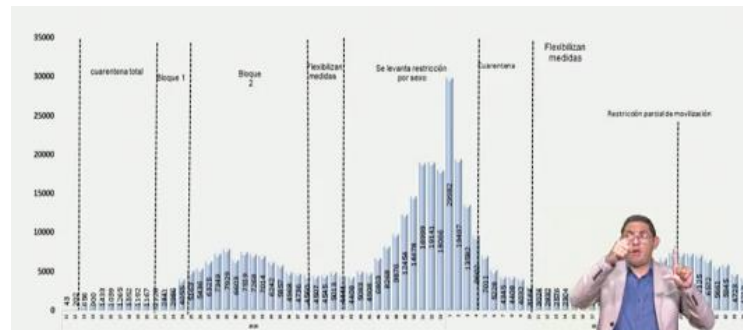
令和3年9月1日
在パナマ大使館

新型コロナウイルス感染にかかるパラメーターの目標と現状

項目	目標	現状 (括弧内は前週比)
1週間の新規感染者数	—	4,219(-504)
1週間の新規死亡者数	—	40(-16)
検査陽性率	—	6.4%(-0.6)
実効再生産数 (Rt)	1.0以下	0.93 (±0)
致死率	3%未満	1.5% (±0)

(出典:8月31日パナマ保健省発表)

感染者数の推移



(出典:8月31日パナマ保健省発表)

(注) 汎米保健機構のレポートは隔週発表のため、
今回報告には上記出典の資料を使用しています。

活動制限の現状

	保健省発表による規制措置等 (パナマ県)
1 夜間外出禁止 (継続)	7/26より、パナマ県において、全ての曜日で午後12時から午後4時まで夜間外出禁止時間を短縮 (終了時間を従来の午後10時より2時間延長) ※8/23より、サンミゲリート市も上記措置を適用。 ※8/9より、タボガ島、オトケ東・オトケ西は夜間外出禁止措置を撤廃。
2 経済活動等	7/26より、パナマ県におけるレストラン等の商業施設の営業終了時間は午後11時。(従来の午後9時より2時間延長) ※8/23より、サンミゲリート市も上記措置を適用。
3 その他措置等	(1) アパート等建物の共有スペースとプールの使用許可 (ファミリーバブルの維持、収容可能人数の25%まで) (2) ビーチ・河岸の滞在許可: 4/5以降、全ての曜日で午前6時から午後6時まで(アルコール販売・消費の禁止) (3) 4/19より、オープンスペースのスポーツ観戦の許可(収容可能人数の25%まで。アルコール販売は禁止) (4) 5/3より、オープンスペースのレストラン&バー等におけるライブ演奏(6人以下)の許可(ダンスの禁止及び収容可能人数の25%まで)